

民間規格・基準の改定について

平成15年3月20日(木)
日電規委14第34号
日本電気技術規格委員会

日本電気技術規格委員会は、下記のとおり電気事業法の目的を達成するため、民間が自主的に制定し使用している規格の改定を予定しておりますので、お知らせいたします。

ご意見のある方は理由を付して文書でご提出下さい。

1. 改定する規格の名称及び規格を改定した委員会

JESC T0002(2002)「発電用ボイラー規程」

(社)日本電気協会 火力専門部会

2. 案件の改定の趣旨・目的、内容等について

(社)日本電気協会の電気技術規程「発電用ボイラー規程」(JEAC 3701)は、多種多様な設備で構成されている火力発電所の主要設備であるボイラー設備の設計等に関する考え方について規定した民間規格で、その改定を機に当委員会の規格として平成12年5月に承認しました。

今回は、その後に改正された関係法令や技術基準との整合を図る目的で改定を行うものであり、平成14年5月の「発電用火力設備の技術基準の解釈」の改正内容等を反映したものです。

3. 改定予定日

平成15年5月末又はそれ以降

4. 問い合わせ先・関連資料入手先・意見提出先

日本電気技術規格委員会 事務局((社)日本電気協会内)

電話：03-3216-0553 内線252

FAX：03-3214-6005

所在地：〒100-0006

東京都千代田区有楽町1-7-1

有楽町電気ビル北館4階

5. 意見提出期限

平成15年5月16日(金)

なお、提出いただいたご意見等は、氏名を伏せて公表する場合がありますので、ご了承ください。

備考： 日本電気技術規格委員会は、電気事業法に係る審査基準等（技術基準の解釈）に引用されるような民間規格・基準等を審議，承認する公正・中立な民間規格策定機関として平成9年に設立された委員会であり，上記案件は同委員会規約に基づいて公表するものです。

本案件は、電気事業法に係るボイラー設備の設計等に寄与する民間自主規格として関係者に広く利用してもらうことを目的に、日本電気技術規格委員会の審議・承認を得て改定しようとするものです。